

# Subscription Services Agreement for NetSuite SuitePeople Workforce Management

このSubscription Services Agreement for NetSuite SuitePeople Workforce Management（以下「**本契約**」といいます）は、日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社（以下「**オラクル**」といいます）と本契約を参照する文書を通じて本契約を受諾した者（以下「**お客様**」といいます）との間のものです。本契約のいずれにも定義のない用語（英語版においては大文字で始まるもの）は、以下の「**定義**」条項において定義された意味を有するものとします。本契約は、本契約に基づく発注に適用される条件を規定しています。

## 定義

「**クラウド・サービス**」とは、該当のユーザー・ガイドに記載されているNetSuite SuitePeople Workforce Managementオンライン・ワークフォース管理ソリューションであって、注文書および後続の注文書にてお客様がオラクルから調達するものをいいます。これには、付随するオフライン・コンポーネントも含まれますが、第三者アプリケーション、サポート・サービスおよびプロフェッショナル・サービスは含まれません。

「**お客様データ**」とは、ソフトウェア、データ（個人情報も含みます）、テキスト、画像、音声、動画、写真、非オラクル製アプリケーションまたはサード・パーティ・アプリケーション、その他のコンテンツおよびマテリアルであって、フォーマットの如何を問わず、お客様またはお客様のユーザーにより提供されたうえで、クラウド・サービス内に格納されるかまたはクラウド・サービス上でもしくはクラウド・サービスを通じて実行される一切のものをいいます。本契約に基づくクラウド・サービス、オラクル・ソフトウェアその他のオラクルの製品およびサービス、オラクルの知的財産、ならびにこれらの派生物のいずれも、「お客様データ」の定義に該当しないものとします。お客様データには、第三者のコンテンツのうち、クラウド・サービスまたはオラクル提供ツールのお客様による使用によってお客様によりクラウド・サービスに持ち込まれた一切のものも含まれます。

「**電子的コミュニケーション**」とは、全体的または部分的にクラウド・サービスを通じての電子的な受領および/または伝送の対象となるサイン、信号、テキスト、画像、音声、データまたは情報（性質の如何を問いません）の移転をいいます。

「**オラクル文書**」とは、Data Processing Agreement、URL条件、ユーザー・ガイドその他の一切のオラクルの文書であって対象サービスについてのお客様の注文書を参照元または組込先とするものの総称をいいます。

「**注文書**」とは、オラクルの見積書、見積/注文書、更新通知、注文書類または発注用の書式であって、お客様の名義でお客様により作成されたうえでオラクルにより受諾されたもので、かつ本契約の規定内容を条件としてオラクルにより提供されることとなるクラウド・サービスならびにサポート・サービスおよび/またはプロフェッショナル・サービスを特定したものをいいます。

「**プロフェッショナル・サービス**」とは、一般的なコンサルティング・サービス、導入サービスおよび/またはトレーニング・サービスのうち、本書の規定内容に基づいてかつ本契約のExhibit 1として含まれているProfessional Services Addendum for NetSuite SuitePeople Workforce Managementおよび注文書または作業明細書（場合に応じ該当するもの）の規定内容に基づいてお客様に提供されることになるものをいいます。

「**作業明細書**」または「**SOW**」とは、オラクルとお客様との間における別個の文書または注文書（該当の場合）であって、オラクルにより提供されることになるプロフェッショナル・サービスを詳述したものをいいます。

「**サポート・サービス**」とは、本書の規定内容に基づきクラウド・サービスについてお客様に提供されるテクニカル・サポート・サービスをいいます。

「**サード・パーティ・アプリケーション**」とは、アプリケーション、インテグレーションもしくはサービスまたはこれらに関する導入サービス、カスタマイズ・サービスその他のコンサルティング・サービスのうち、オラクル以外の者が提供者となるものであって、「サード・パーティ・アプリケーション」と題する下記条項に詳述されており、クラウド・サービスと連動するものをいいます。

「**対象ユーザー**」とは、本契約に基づいてまたは注文書におけるかもしくは本契約の変更覚書における別段の定義、制約もしくは制限に基づいてお客様からクラウド・サービスの使用の許可を受けた個人をいいます。対象ユーザーには、お客様およびその関連会社の従業員、コンサルタント、請負人および代理人も含まれることがありますが、これらに限定されません。

「**ユーザー・ガイド**」とは、クラウド・サービスに関するオンライン形式の英語版ユーザー・ガイドであって、クラウド・サービス・プラットフォーム内でお客様に提供されるもの（随時加えられる更新内容も含みます）をいいます。

「**URL条件**」とは、お客様が遵守する必要のある条件（該当するものが存する場合）であって、何らかのURL上に掲載されており、本契約において参照されているもので、本契約における参照により本契約に組み込まれたことになるものをいいます。

## 1. 対象サービス

本契約の規定内容を条件として、お客様は、お客様の該当の注文書またはSOWに定められた期間にわたり、お客様の内部的業務処理のみを目的として、お客様により注文されたクラウド・サービス、サポート・サービスおよびプロフェッショナル・サービス（総称して以下「**対象サービス**」といいます）を使用するための非独占的かつ全世界対象の限定的な権利を有するものとします。お客様

は、かかる目的にて自己の対象ユーザーに対象サービスを使用させることができるものとし、かかる対象ユーザーによる本契約およびお客様の該当の注文書またはSOWの遵守について責任を負うものとし、本契約の条件は、クラウド・サービスについて後にオラクルからお客様に提供されるアップデートおよびアップグレードにも適用されるものとし、

## 2. 注文書

対象サービスは、注文書に基づきお客様により注文されるものとし、各注文書には、少なくとも、注文の対象であるクラウド・サービスならびにサポート・サービスおよび/またはプロフェッショナル・サービスのほか、これらに付随する料金が列記されている必要があります。注文書、作業明細書または本契約に別段の定めがある場合を除き、各注文書および作業明細書は、発行後においては取消不能となり、支払われた金額も、払戻不可となります。お客様が注文した対象サービスの数量を超過した場合、お客様は、速やかに、超過数量について購入および料金支払いを行う必要があります。

お客様の議決権過半数保有子会社のいずれも、当該子会社およびオラクルの双方による注文書またはSOWへの署名または記名押印をもって、当該子会社が本契約および当該注文書またはSOWの条件に拘束されることに同意することにより、本契約に基づき対象サービスを注文することができるものとし、当該注文書またはSOWの目的上、当該注文書またはSOWおよび本契約における「お客様」とは、当該注文書またはSOWの締結者である議決権過半数保有子会社をいうものとみなされます。

## 3. 禁止事項

### 3.1. 一般的禁止事項

3.1.1 お客様は、次の行為を自ら行ってはならず、また、第三者による当該行為を生じさせてはならないとともにそれを幫助、教唆または許容してもなりません（以下「Acceptable Use Policy」といいます）。(a) 対象サービスを使用して人に嫌がらせをすること、人や財産に損害または損傷を与えること、虚偽的、中傷的、嫌がらせ的または不快感を与えるマテリアルを公開すること、プライバシー権を侵害すること、偏見や人種差別、嫌悪、悪意を助長すること、未承諾のバルク・メール、ジャンク・メール、スパムまたはチェーン・レターを送信すること、財産権を侵害すること、適用法令に違反して製品またはサービスの販売、製造、マーケティングおよび/または頒布を行うこと、その他適用される法令、条例または規則に違反すること、(b) 対象サービスのベンチマーク、可用性もしくはパフォーマンスのテストを実施すること、またはその結果を開示すること、または(c) オラクルの書面による事前承認を得ることなく対象サービスのパフォーマンス・テストもしくは脆弱性テストを実施またはその結果を開示すること、または対象サービスのネットワーク検出、ポートおよびサービスの識別、脆弱性スキヤニング、パスワード解析、リモート・アクセス・テストもしくは侵入テストを実施またはその結果を開示すること。本契約およびお客様の注文書においてオラクルが有する他の権利に加え、オラクルは、Acceptable Use Policyへの違反が生じた場合には是正措置を講じる権利を有し、かかる是正措置には、そのポリシーに違反するマテリアルの削除またはアクセス無効化も含まれます。

3.1.2 お客様は、次の行為を自ら行ってはならず、他者に行わせてはならず、他者について許容してもなりません。(a) 対象サービス（データ構造またはプログラムにより生成される類似のマテリアルを含みます）のいかなる部分についてであれ、変更、派生物の作成、逆アセンブル、逆コンパイル、リバース・エンジニアリング、再現、再版、ダウンロードまたは複製を行うこと、(b) オラクルと競合する製品またはサービスを、直接的または間接的に構築もしくはサポートするために、対象サービスにアクセスまたは使用すること、または(c) 本契約またはお客様の注文書により認められている場合を除き、対象サービスを、いかなる第三者に対しても、ライセンス許諾、売却、移転、譲渡、頒布、アウトソーシング、タイムシェアリングもしくはサービス・ビューローとしての使用を許可すること、商業的に不当に利用すること、または使用できるようにすること。

### 3.2. HIPAA

お客様は、次の事項について同意します。(i) オラクルが事業提携者または業務委託先としてお客様のために行うものではない旨、(ii) 保護対象保健情報（以下「PHI」といいます）の保存、維持、処理または伝送のためにクラウド・サービスを使用することは許されない旨、また、(iii) 1996年医療保険の携行性と責任に関する法律（Health Insurance Portability and Accountability Act）（改正内容および追加内容も含むものとし、以下「HIPAA」といいます）の遵守がオラクルまたはクラウド・サービスに義務付けられることとなるいかなる態様でもクラウド・サービスを使用しない旨。直前の一文における「Business Associate（事業提携者）」、「subcontractor（業務委託先）」、「protected health information（保護対象保健情報）」または「PHI」という用語は、HIPAAにおいて定められた意味を有するものとし、

## 4. 有効期間、料金、支払いおよび税金

### 4.1. 有効期間

本契約は、本契約に付随する注文書（SOWも含みます）について効力を有します（以下「有効期間」といいます）。お客様により調達されたクラウド・サービスおよび/またはサポート・サービスについての当初のサブスクリプション期間は、該当の注文書に表示された当該対象サービスに適用される期間にわたり存続するものとし、お客様のクラウド・サービスおよび/またはサポート・サービスの更新についてお客様が当該クラウド・サービスおよび/またはサポート・サービスの当初期間またはその時点における更新期間の満了までにオラクルとの間で注文書を締結しなかった場合、当該対象サービスのサブスクリプション期間は、かかる当初期間またはその時点における更新期間と同一の期間にわたり自動的に更新されるものとし、ただし、更新をしない旨をいずれかの当事者が他方当事者に対し該当の当初期間またはその時点での更新期間の満了より30日以上前に書面で通知した場合は、この限りではありません。

### 4.2. 料金および支払い

支払われるべき料金のいずれについても、その支払期限は、該当の注文書に別段の指定がある場合を除き、オラクルによる請求書発行月の翌月末までとします。該当の見積/注文書または本契約において別段の明示がある場合を除き、いかなる料金も、払戻不可とします。対象サービスについての当初の注文書を対象とする最初の請求書についての支払いは、対象サービスの開始前に行われる

ものとしす。

4.3. 該当の注文書において注文されたクラウド・サービスの数量についてお客様による超過があったとの判断をオラクルが下した場合（以下「超過分」といいます）、オラクルは、お客様の注文書に示されている単価にて、また、超過分についての単価の表示がない場合においては該当の注文書に示されているその時点における月間単価にて、当該超過分について支払われるべき料金を月次の後払方式でお客様に請求するものとしす。かかる超過分についての請求は、その超過分の発生した月ごとに行われます。

#### 4.4. 税金

オラクルの料金には、地方、州、連邦または外国の租税、徴収金または公課（性質の如何を問いません。例としては、付加価値税、売上税、使用税または源泉徴収税も挙げられます）（以下「税金等」といいます）のいずれも含まれていません。お客様は、オラクルの所得に基づく税金のみを除き、一切の税金等の支払いについて責任を負います。本条項に基づきお客様が負担すべき税金等についてオラクルが納付または徴収の法的義務を負う場合には、管轄税務当局により認められた有効な非課税証明書がお客様からオラクルに提出されたときを除き、該当の金額について、お客様への請求およびお客様による支払いがなされるものとしす。

### 5. 専有財産権

#### 5.1. お客様データの帰属

オラクルとお客様との間において、お客様データについての一切の権原および知的財産権は、お客様に排他的に帰属するものとしす。お客様は、対象サービスの提供に関連して、対象サービスに関するオラクルの標準事業プロセスに従い一定期間オラクルがお客様データを保存し維持することがある旨について、了承し同意します。本契約またはお客様アカウントの期間満了または終了（該当の場合）の後においては、オラクルは、該当のお客様アカウントを無効化することができるとともに、当該アカウント内の一切のデータを削除することもできるものとしす。お客様は、本契約および該当の注文書またはSOWに基づく対象サービスの提供を目的としてお客様データのホスティング、使用、処理、表示および伝送を行うための権利をオラクルに付与します。お客様は、お客様データの正確性、品質、完全性、適法性、信頼性および妥当性（処理について必要とされる一切の同意の取得も含みます）について単独で責任を負うとともに、対象サービスの実施のためにオラクルにとって必要となるお客様データに関係する一切の権利の取得についても単独で責任を負うものとしす。

#### 5.2. オラクルの知的財産権

対象サービスについての一切の権利、権原および権益（当該対象サービスについての一切の知的財産権のほか、対象サービスの一切の変更、拡張、カスタマイズ内容、スクリプトその他の派生物であってオラクルにより提供または開発がなされたものも含みますが、これらに限定されません）、ならびに本契約に基づきオラクルによりまたはオラクルのために開発または提供がなされた一切のもの（成果物およびツール等も含みますが、これらに限定されません。これらの用語の意義はProfessional Services Addendumに定義のとおりとしす）は、オラクルまたはそのライセンサーに排他的に帰属するものとしす。本契約に記載の場合を除き、お客様に付与される権利によっても、対象サービスについての権利（明示または黙示を問いません）または対象サービスについての権原もしくは知的財産権の移転が生じることはありません。お客様は、対象サービスの運用または機能に関してお客様または対象ユーザーから提供された一切の示唆、機能強化依頼、推奨事項、提案、修正その他のフィードバックまたは情報について、使用、変更、配布および対象サービスへの組み込みを（いかなる種類の原作者表示も要することなく）行うための無償、全世界対象、永久、取消不可かつ譲渡不可の権利をオラクルに付与します。対象サービスまたはオラクルの知的財産についての権利のうち本書においてオラクルによる明示的な付与の対象となっていないものは、いずれもオラクルに留保されるものとしす。オラクル、NetSuiteおよびAdi Insightsのサービス・マーク、ロゴ、製品名およびサービス名は、オラクルの商標です（以下「オラクル商標」といいます）。お客様は、オラクルの書面による明示的な事前許可を得ない限りいかなる態様でもオラクル商標の表示または使用を行わない旨に、同意します。サード・パーティ・アプリケーションの提供者の商標、ロゴおよびサービス・マーク（以下「商標等」といいます）は、当該第三者に帰属するものです。お客様は、当該商標等の保有者たる第三者の書面による同意を得ない限り、当該商標等を使用することはできません。

#### 5.3. 米国政府の権利

クラウド・サービスは、FAR 2.101に定義された用語である「商用品目」に該当するものです。お客様または対象ユーザーが米国連邦政府（以下「対象政府」といいます）の執行機関（FAR 2.101に定義）に該当する場合、オラクルによるクラウド・サービス（関係するソフトウェア、テクノロジー、技術データおよびまたはプロフェッショナル・サービスも含みます）の提供内容は、次のとおりとしす。(a) 執行機関（国防総省（以下「DoD」といいます）内の機関を除きます）による取得または当該執行機関のための取得の場合には、対象政府は、FAR 12.211（技術データ）およびFAR 12.212（コンピューター・ソフトウェア）に基づき、技術データおよびソフトウェアに対する権利のうち本契約に定められたとおり一般顧客に対し通例的に提供されているものに限って取得することになり、また、(b) DoD内の執行機関による取得または当該執行機関のための取得の場合には、対象政府は、DFARS 227.7202-3（商用コンピューター・ソフトウェアまたは商用コンピューター・ソフトウェア文書についての権利）に基づき、技術データおよびソフトウェアに対する権利のうち本契約において通例的に付与されるものに限って取得することになります。上記に加えて、DoD機関により取得される技術データには、DFARS 252.227-7015（技術データ・商用品目）も適用されます。連邦立法機関または連邦司法機関のいずれも、技術データおよびソフトウェアに対する権利のうち本契約に定められたとおり一般顧客に対し通例的に提供されているものに限って取得することになるものとしす。連邦執行機関、連邦立法機関または連邦司法機関のいずれも、本契約に定められた条件においては付与されていない権利を必要とする場合には、かかる権利の移転の条件として許容可能なものが存するか否かを判断すべくオラクルと協議する必要があるものとしす。かかる権利を明確に付与するための書面による特約であって両当事者にとって許容可能なものが有効となるためには、該当の契約書または合意書に記載される必要があります。この「米国政府の権利」条項は、本契約に基づくコンピューター・ソフトウェアまたは技術データに対する対象政府の権利について定めた他の一切のFAR、DFARSその他の条項、規定または補足規制の代わりとなるものであって、これらの一切に取って代わるものです。

### 6. サービス条件

#### 6.1. お客様の連絡先情報の正確性

お客様は、お客様の正式商号、所在地、電子メール・アドレスおよび電話番号について正確で最新の完全な情報を提供し、当該情報を維持するとともに、変更があった場合においては速やかに当該情報を更新するものとします。

## 6.2 通知

本契約に基づいて要求される通知は、書面により、他方当事者に提供されるものとします。お客様とオラクルとの間で法的紛争が生じた場合、お客様が本契約の補償条項に基づき通知を行うことを希望する場合、または次のいずれかの事由が生じた場合には、お客様は、速やかに下記宛てに書面通知を送付するものとします。(1) お客様が支払いを停止したとき、(2) 重要な資産または本契約に基づきオラクルから受領した資産を対象として第三者が仮差押え、仮処分、差押えまたは強制執行を行ったとき、または(3) 解散、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始または清算開始の申立てがなされたとき。

〒107-0061 東京都港区北青山二丁目5番8号 日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社 法務室長

## 6.3 ユーザー：パスワード、アクセスおよび通知

お客様は、クラウド・サービスへのアクセスを許可するものとし、また、場合に応じて固有のパスワードおよびユーザー名の割当てまたは選択を行うことができます。お客様は、対象ユーザーのパスワードおよびユーザー名の機密保持および使用について、責任を負うものとします。また、お客様は、一切の電子的コミュニケーションについて責任を負うものとします。これには、取引情報、アカウント登録、アカウント保有者情報、財務情報、お客様データその他一切の情報（種類の如何を問いません）を内容とするものであって、電子メールに記載されているかまたは他の何らかの方法でクラウド・サービスを通じまたはお客様のアカウントにおいて電子的に入力されたものも含まれます。オラクルは、お客様のパスワード、ユーザー名および/またはアカウント番号に基づき受領した電子的コミュニケーションのいずれについてもお客様がその送信元であるものとみなします。お客様は、クラウド・サービスについての不正なアクセスまたは使用を防止するための商業上合理的な努力を払うものとし、クラウド・サービスについての不正なアクセスまたは使用、ならびに対象ユーザーのパスワードもしくはユーザー名および/またはクラウド・サービス・アカウント番号についての紛失、盗難または不正使用のいずれについても、速やかにオラクルに通知するものとします。

## 6.4 データの伝送

お客様は、お客様の電子的コミュニケーションの技術的処理および伝送がクラウド・サービスの使用にとって本質的に必要である旨を、理解しているものとします。お客様は、クラウド・サービスを活用するため、DSL接続、ケーブル接続その他の高速なインターネット接続のほか、最新の「ブラウザ」ソフトウェアを確保する責任を負うものとします。お客様は、本書に基づく対象サービスの提供に必要とされる電子的コミュニケーションおよび/またはお客様データのオラクルによる傍受および保存について、明示的に同意します。また、お客様は、インターネットおよび多様なネットワーク（オラクルによる所有および/または運用が一部分のみに留まるものであることもあります）における伝送がお客様の電子的コミュニケーションについて生じることがある旨を、了承し理解しているものとします。さらに、お客様は、インターネット、ネットワーク通信施設、電話その他の電子的方法を介した通信に際し、許可を受けていない者により電子的コミュニケーションに対しアクセスが行われることがある旨を、了承し理解しているものとします。本契約のセキュリティ条項または機密保持条項におけるオラクルの該当の義務を制限することなく、オラクルは、オラクルが所有者および/または運用者ではないネットワーク（インターネットおよびお客様のローカル・ネットワークも含まれますが、これに限定されません）を介したいかなるデータの伝送中であれ遅延、消失、変容、捕捉または保存の対象となった電子的コミュニケーションおよび/またはお客様データのいずれに対しても、責任を負いません。

## 6.5 サード・パーティ・アプリケーション

オラクルまたは第三者たる提供者は、サード・パーティ・アプリケーションを提供することがあります。注書に明示がある場合を除き、オラクルは、当該サード・パーティ・アプリケーションのいずれについても、保証を行いません。これは、当該サード・パーティ・アプリケーションがオラクル・パートナー・プログラムの一員たる第三者により提供されたものである場合、その他当該サード・パーティ・アプリケーションについて「certified（認定済み）」、「approved（承認済み）」または「recommended（推奨品）」との指定がオラクルによりなされている場合においても、同様とします。お客様による当該サード・パーティ・アプリケーションまたはサービスの調達の際も、お客様と該当の第三者たる提供者との間で生じるに過ぎないものです。お客様は、クラウド・サービス内での処理および/または保存の対象となるトランザクションの入力および/または提出のためにサード・パーティ・アプリケーションを使用することはできません。ただし、かかる使用およびアクセスに対応するクラウド・サービスの該当のサブスクリプションをお客様が調達済みである場合は、この限りではありません。

オラクルは、クラウド・サービスを通じてお客様が調達または接続することのある当該サード・パーティ・アプリケーションのいかなる側面についても責任を負わないとともに、上記に関連する相互運用、説明、約束その他の情報のいずれについても責任を負いません。お客様がクラウド・サービスと共に使用するためにサード・パーティ・アプリケーションのインストールまたは有効化を行った場合、お客様は、当該サード・パーティ・アプリケーションとクラウド・サービスの相互運用を目的としてオラクルが当該第三者たる提供者によるお客様データへのアクセスを可能にすることができる旨、また、お客様と第三者たる提供者との間におけるデータ交換その他のやり取りのいずれも当該サード・パーティ・アプリケーションのお客様によるアクセスまたは使用を規律する別個のプライバシー・ポリシーその他の条件に基づきお客様と当該第三者たる提供者との間で生じるに過ぎないものである旨について、同意したことになります。オラクルは、サード・パーティ・アプリケーションまたは第三者たる提供者による当該アクセスのいずれに起因するお客様データのいかなる開示、変更または削除についても、責任を負いません。クラウド・サービスの使用にあたり、サード・パーティ・アプリケーションの調達は必須ではありません。オラクルへのお客様の紹介がオラクルのパートナー・プログラムのいずれかのメンバーによりなされた場合、お客様は、本契約に基づくクラウド・サービスの調達および使用に関するお客様の取引情報へのアクセス権を当該メンバーまたは承継人に付与することを本契約によりオラクルに許可したことになります。かかる情報には、対象ユーザー名および電子メール・アドレス、サポート・ケースおよび請求/支払いに関するものも含まれますが、これらに限定されません。

## 6.6 サポート・サービス

クラウド・サービスの一環として、オラクルは、お客様によるクラウド・サービスの使用における支援を依頼するためのオンライン・リソースをお客様に提供します。また、オラクルは、オプションとしての「有料」版のAdvanced Supportおよびプロフェッショナル・サービスを提供しています。

6.7. 意図的に空白のままにしてあります。

#### 6.8. 更新

有効期間中、オラクルは、とりわけ法律、規制、規則、テクノロジー、業界慣行、システム利用パターン、サード・パーティ・アプリケーションの可用性その他における変更を反映させることを目的として、対象サービスおよびオラクル文書を更新することができます。オラクルによる対象サービスまたはオラクル文書の更新は、お客様の注文書またはSOWの期間中におけるサービスのパフォーマンス、機能性、セキュリティまたは可用性のレベルを実質的に低下させるものではありません。

有効期間中、可能な場合には、オラクルは、(a) 対象サービスのお客様による使用における中断または妨げを最小化するための計画保守活動をスケジュールするものとし、また、(b) 対象サービスのお客様によるアクセスおよび使用に影響を及ぼすことになる計画保守活動について事前に通知を行うものとし、

#### 6.9. 対象サービスの監視および分析

6.9.1 オラクルは、オラクルによる対象サービスの運用を円滑化するため、お客様のサービス・リクエストの解決を支援するため、対象サービスの機能、セキュリティ、完全性または可用性に対する脅威および対象サービスにおけるコンテンツ、データまたはアプリケーションに対する脅威を検出してそれに対処するため、ならびに違法な行為またはAcceptable Use Policyへの違反を検出してそれに対処するために、クラウド・サービスを継続的に監視します。オラクルの監視ツールは、かかる目的が必要となる場合を除き、対象サービス内に存するお客様データのいずれも収集せず、その保存もしません。オラクルは、お客様またはその対象ユーザーから提供された非オラクル製のソフトウェアのうち対象サービスを格納場所、動作場所または動作媒体とするものについて、監視を行わず、問題への対処も行いません。オラクルの監視ツールにより収集された情報（お客様データを除きます）は、オラクルの製品およびサービスのポートフォリオ管理を支援するため、オラクルの製品およびサービスの不備への対処においてオラクルの助けとするため、また、ライセンス管理の目的のために、使用されることもあります。

6.9.2 オラクルは、統計分析情報の生成、および研究開発の目的にて、(i) 対象サービスのパフォーマンス、運用および使用に関する統計情報その他の情報を収集することがあるとともに、(ii) 対象サービスに由来するデータをセキュリティおよび運用管理のために集計形式で使用することがあります（上記(i)および(ii)を総称して以下「サービス分析」といいます）。オラクルは、サービス分析を公表することができます。ただし、サービス分析には、お客様または個人の特定に繋がるおそれのある形式にてお客様データ、個人情報または機密情報が組み込まれることはありません。サービス分析についてのいかなる知的財産権も、オラクルに留保されるものとし、

#### 6.10. セキュリティ

オラクルは、お客様データの保護、機密保持および完全性保持のために設計された商業上合理的な管理面、物理面および技術面での安全対策を維持するものとし、

#### 6.11. PCI-DSS への準拠

該当の場合、お客様は、クレジット・カード・データの保存または処理のための自らによるクラウド・サービスの使用を該当の支払カードに関する業界データ・セキュリティ基準（以下「PCI DSS」といいます）の要件に確実に適合させる責任を負うものとし、また、お客様は、クレジット・カード・データをクラウド・サービスに保存してはなりません。ただし、当該データ向けに指定された暗号化フィールドにおける保存については、この限りではありません。有効期間中、オラクルは、クレジット・カード・データの伝送、処理および保存を目的とするものとしてオラクルにより指定された当該クラウド・サービスについて、PCI DSS 準拠の状態を維持するものとし、お客様自身によるかまたはお客様の指示によるクラウド・サービスへのいかなる変更も、お客様による PCI DSS 要件の遵守に影響を及ぼす可能性があります。お客様は、かかる変更のいずれについても、PCI DSS 要件への適合性を確保する責任を単独で負うものとし、

お客様は、社会保障番号その他のセンシティブなデータが当該データ向けの所定の暗号フィールドのみに保存されるという状況を確保する責任を負います。

#### 6.12. データ保護

6.12.1 お客様は、お客様による対象サービスの使用およびオラクルによる対象サービスの提供に関する一切の通知および同意取得を行う旨に、同意します。これには、個人情報（定義はData Processing Agreementに記載のとおり）の収集、利用、処理、移転および開示に関するものも含まれます。

6.12.2 該当の見積/注文書に別段の定めがある場合を除き、Data Processing Agreement for Cloud Services（以下「Data Processing Agreement」といいます）は、対象サービスの過程でお客様からオラクルに提供される個人情報の処理および管理に関する各当事者の役割を定めるものであって、Exhibit 2 に掲載されており、参照により本書に組み込まれたこととなります。該当の見積/注文書に別段の定めがない限り、本契約、Data Processing Agreement および該当の見積/注文書に記載のとおり、オラクルは、サービス環境内に存在するお客様の個人情報の取扱いに関しては、データ処理者の立場となり、お客様の指示に基づいて行動するものとし、

6.12.3 Data Processing Agreement は、次のいずれにも適用されません。(1) デモンストレーション・アカウント、トライアル、ベータ・リリースその他これらに類するサービス・バージョン、または (2) 別個の契約に基づき提供されるかまたはオラクル以外の者（例：オラクルが請求/料金回収のためのエージェントに過ぎない場合）により提供される機能、サービスまたは製品。

### 7. 停止/終了

### 7.1. 滞納を理由とする停止

何らかの支払いについて期限が経過しているにもかかわらず未払いの状態にある場合には、オラクルからお客様への2回の未払通知（少なくとも1回目の通知の送付から30日が経過してからとします）の後に限り、オラクルは、対象サービスについてのお客様によるアクセスおよび/または使用を停止する権利を留保します。

### 7.2. 被害継続を理由とする停止

オラクルは、次のいずれかに該当すると自らが判断した場合には、対象サービスについてのお客様または対象ユーザーによるアクセスまたは使用を停止できるものとします。(a) 対象サービスまたはそのコンテンツ、データもしくはアプリケーションの機能、セキュリティ、完全性または可用性に対する重大な脅威が存すること、(b) お客様または対象ユーザーが違法行為を犯すために対象サービスのアクセスまたは使用を行っていること、または (c) Acceptable Use Policyの違反が存すること。合理的に実行可能でかつ法律上許容されている場合、オラクルは、当該停止を事前にお客様に通知するものとします。オラクルは、当該停止の原因であった問題が解消済みであると自らが判断した後速やかに、対象サービスの再開に向けて合理的努力を払うものとします。いずれの停止期間中においても、オラクルは、お客様データについて、（当該停止日の時点で存在していた状態で）お客様による利用を可能にするものとします。本条項に基づくいかなる停止も、本契約に基づくお客様の支払義務を免除するものではありません。

### 7.3. 正当事由による終了

お客様またはオラクルが本契約、注文書またはSOWにおける重要な条件に違反した場合において、当該違反について書面による明示を受けた日から30日以内に当該違反を是正することができなかつたときは、当該違反当事者は、債務不履行となるものとし、非違反当事者は、(a) 注文書またはSOWの違反の場合においては当該違反の発生した注文書および該当のSOWを終了させることができるものとし、(b) 本契約の違反の場合においては本契約および本契約に基づき発行済みであるすべての注文書およびSOWを終了させることができるものとします。直前の一文における定めのとおりオラクルが注文を終了させた場合、お客様は、当該終了の前に発生済みとなっていた一切の金額、ならびに当該注文書およびSOWに基づく対象サービスについて一切の未払残高に加え、関連する税金および費用を、30日以内に支払わなければなりません。料金の不払いの場合を除き、非違反当事者は、当該違反を是正するための合理的努力が違反当事者により継続されている限りにおいて、自らの単独の裁量により、当該30日の期間を延長することに同意することがあります。お客様は、自らが本契約における債務不履行の状態にある場合には注文済みの当該対象サービスを使用することができない旨について、同意します。

7.4. お客様は、本条項に基づくいかなる停止についてもオラクルがお客様その他第三者に対し責任を負わない旨に、同意します。

## 8. 機密保持

8.1. 本契約により両当事者は機密である情報（以下「機密情報」といいます）を他方当事者に開示する場合があります。機密情報は、本契約およびお客様の注文書における規定内容および価格設定、クラウド・サービス内に存在するお客様データ、ならびに機密である旨が開示時に明示された一切の情報に限定されます。

8.2. 各当事者の機密情報には、次の各号の情報は含まれないものとします。(a) 他方当事者の作為または不作為のいずれにもよることなく公知であるかまたは公知となったもの、(b) 開示前から他方当事者が適法に保有していた情報であって、直接または間接を問わず他方当事者が開示側当事者から取得したわけではないもの、(c) 開示制限なしに第三者から他方当事者に対し適法に開示されたもの、または (d) 他方当事者により独自に開発されたもの。

8.3. 各当事者は、開示側当事者から受領側当事者への機密情報の開示の日から5年間、次の一文に記載されている者を除くいかなる第三者に対しても他方当事者の機密情報を開示しない旨に、同意するものとしますが、オラクルは、クラウド・サービス内におけるお客様データの機密を、クラウド・サービス内に当該情報が存する限り、保護するものとします。各当事者は、本契約で義務付けられている保護の水準を下回らない方法での機密情報の漏洩防止義務を負う従業員、代理人または業務委託先に対してのみ、機密情報を開示することができるものとし、また、各当事者は、他方当事者の機密情報を訴訟手続において開示することができるものと、法律上の要請に基づき政府機関に開示することもできるものとします。オラクルは、本契約またはお客様の注文書に記載のとおり当該注文書に適用されるオラクルのセキュリティ・プラクティスに基づき対象サービス内に存在するお客様データの機密を保護します。

## 9. 保証、免責および唯一の救済措置

9.1. 各当事者は、本契約を有効に締結した旨、ならびにかかる締結のための権能および権限を自らが有している旨を、表明します。オラクルは、有効期間中、(i) すべての主要な点において、オラクルが、商業上合理的な注意とスキルを用いて、オラクル文書に記載されているように、クラウド・サービスを実施する旨、また、(ii) 業界標準に適合する専門的手法にてプロフェッショナル・サービスおよびサポート・サービスを実施する旨を、保証します（上記(i)および(ii)に記載の保証を総称して以下「サービス保証」といいます）。お客様に提供された対象サービスが保証どおりに実施されなかった場合、お客様は、速やかに対象サービスにおける不十分な点を記述した書面の通知（該当する場合は、対象サービスの不十分な点をオラクルに通知した際のService Request番号を含みます）をオラクルに提供しなければなりません。プロフェッショナル・サービスの場合、お客様は、いかなる保証違反についても、当該違反の存するプロフェッショナル・サービスの実施から60日以内にオラクルに通知しなければなりません。

9.2. オラクルは、対象サービスの実施においてエラーが存せず中断も生じない旨、対象サービスのエラーのすべてがオラクルにより是正される旨、ならびに対象サービスがお客様の要件または期待に適合する旨のいずれについても、保証しません。オラクルは、対象サービスのパフォーマンス、運用またはセキュリティに関する問題のうち、お客様データもしくはサード・パーティ・アプリケーションに起因するかまたは第三者を提供元とするサービスに起因するもののいずれについても、責任を負いません。

9.3. 対象サービスに関する保証のいかなる違反についても、当該保証違反の原因となった不具合のある対象サービスの是正が、

お客様の有する唯一の救済手段であるとともに、オラクルが負う責任のすべてであるものとし、オラクルにおいて商業上合理的な方法での当該不具合の実質的な是正が不可能である場合には、お客様は、当該不具合のある対象サービスを終了させることができるものとし、オラクルは、当該終了の対象となった対象サービスの料金のうち当該終了の効力発生日後の期間についてお客様からオラクルに前払済みである料金を、お客様に払い戻すものとし、

9.4 法律上禁じられていない範囲で、上述の保証が唯一のものであり、明示または黙示を問わず他のいかなる保証または条件（ソフトウェア、ハードウェア、システム、ネットワークもしくは環境に関するもの、または商品性、満足のいく品質および特定目的への適合性に関するものも含みます）も存しないものとし、

## 10. 責任の制限

10.1. いかなる場合であれ、いずれの当事者またはその関連会社も、間接損害、派生的損害、付随的損害、特別損害、懲罰的損害賠償もしくは懲戒的損害賠償、または収益の逸失、利益（本契約に基づく料金を除きます）の逸失、売上の喪失、データの消失、データの利用機会の喪失、のれんの喪失もしくは評判の喪失のいずれについても、責任を負わないものとし、

10.2. いかなる場合であれ、本契約またはお客様の注文書またはSOWIに起因または関連するオラクルおよびその関連会社の累積的責任は、契約、不法行為その他のいずれを根拠とするものであるかにかかわらず、当該責任の原因たる事由から遡ること12か月以内に当該責任の原因たる対象サービスについてお客様の注文書またはSOWIに基づき実際に支払われた金額の総額が上限となります。

## 11. 補償

11.1. お客様またはオラクルのうちいずれかから提供された情報、設計、仕様、指図、ソフトウェア、サービス、データ、ハードウェアその他のもの（これらを総称して以下「**提供物**」といい、お客様またはオラクルのうち当該提供物を提供した側の当事者を以下「**提供者**」といい、また、お客様またはオラクルのうち当該提供物を受領した側の当事者を以下「**受領者**」といいます）であって受領者により使用されたものが第三者の知的財産権を侵害している旨を主張内容とする請求が第三者から受領者に対して提起された場合、提供者は、単独の費用負担により、当該請求から受領者を防御するとともに、侵害主張者たる第三者への補償対象として裁判所により判示された損害額、責任額および費用額、または提供者が同意した和解金額について、受領者に補償を行うものとし、

- a. 受領者が当該請求の通知を受領した日から30日以内（これよりも短い期限が適用法上義務付けられている場合には当該期限内）に、提供者に書面で速やかに通知をすること。
- b. 防御活動および一切の和解交渉についての単独の管理決定権を提供者に付与すること。
- c. 当該請求についての防御または和解のために提供者が必要とする情報、権限および助力を提供者に与えること。

11.2. 提供物のいずれかが第三者の知的財産権を侵害している可能性がある旨の判断がなされた場合、またはかかる可能性がある旨を提供者が認めた場合には、提供者は、当該提供物を（その実用性または機能性を実質的に維持しつつ）非侵害となるように修正すること、またはその使用継続を可能とするためのライセンスを取得することのうち、いずれかの措置を選択することができるものとし、そのいずれの措置も商業上合理的でない場合には、提供者は、当該提供物についてのライセンスを終了させて当該提供物の返却を求めたうえで、当該提供物についての受領者から他方当事者への前払済み料金のうち未使用分を払い戻すことができるものとし、オラクルは、当該返却によって関連の注文に基づく義務の履行能力に著しい影響が及ぶ場合には、30日以上前に書面で通知することにより、当該注文を終了させることができます。当該提供物が第三者テクノロジーである場合において、第三者のライセンス条件においてオラクルによるライセンスの終了が認められていないときは、オラクルは、30日以上前に書面で通知することにより、当該提供物に関連する対象サービスを終了させたうえで、当該対象サービスについての前払済み料金のうち未使用分を払い戻すことができるものとし、

11.3. 次の各号のいずれかに該当する場合には、提供者は、受領者に対し補償を行わないものとし、受領者が、(a) 提供物に変更を加えたか、または提供者のユーザー・ドキュメント、Program Documentation もしくはユーザー・ガイドに定められた使用範囲を超えて提供物を使用したとき、または (b) 旧バージョンとなった提供物を使用した場合において、受領者に提供された最新バージョンの提供物を改変のない状態で使用していたとすれば侵害請求を避けることができたであろうとき、また、提供者は、当該請求が提供者の提供したものではない提供物を根拠とする限りにおいて、受領者に対し補償を行わないものとし、オラクルは、対象サービス内においてまたは対象サービスによりアクセス可能であるかまたはお客様に提供されたサード・パーティ・アプリケーションまたは第三者ポータルその他の外部ソースからの提供物（例えば、第三者のブログまたはフォーラムからのソーシャル・メディア投稿、ハイパーリンクによりアクセスされた第三者のウェブ・ページ、第三者たるデータ提供者からのマーケティング・データなど）が侵害請求の根拠である範囲については、お客様に対し補償を行いません。

11.4. 本第 11 条は、いかなる権利侵害による請求または損害についても、各当事者にとっての唯一の救済措置を定めたものです。

## 12. 準拠法および管轄裁判所

本契約は、日本の実体法および手続法に準拠するものとし、各当事者は、本契約に起因または関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

## 13. 輸出管理

13.1. 対象サービスには、米国その他一切の関係地域における輸出管理法規が適用されます。当該輸出管理法規は、本契約に基づき提供される対象サービス（技術データも含みます）および対象サービスに関する一切の納入物の使用に適用されます。お客様およびオラクルは、各々、当該輸出管理法規（「みなし輸出」および「みなし再輸出」に関する規制も含みます）のすべてを遵守する旨

に、同意します。お客様は、対象サービスに由来するデータ、情報、ソフトウェア・プログラムおよび/またはマテリアル（またはこれらの直接製品）のいずれも、かかる輸出管理法規に違反して直接または間接を問わず輸出されることはなく、また、かかる輸出管理法規上で禁止されている目的（核兵器、化学兵器もしくは生物兵器の拡散、またはミサイル技術の開発も含みますがこれらに限定されません）に使用されることもない旨に、同意します。

13.2. お客様は、地理上の場所を問わずお客様およびお客様の対象ユーザーによる対象サービスへのアクセスを可能とすることならびに対象サービスと他の場所（ユーザーのワークステーションなど）との間におけるお客様データの転送その他の移動を可能とすることを目的として対象サービスが設計されている旨について、了承します。お客様は、地理上の場所をまたいでユーザー・アカウントの認証および管理、ならびにお客様データの輸出管理および地理的転送について、単独で責任を負うものとします。

## 14. 一般条項

### 14.1. 完全合意

14.1.1 お客様は、本契約それ自体、および書面での参照により本契約に組み込まれたことになる情報（URLに含まれている情報の参照または参照先のポリシーも含みます）、ならびに別紙および該当の注文書が、お客様により注文された対象サービスに関する完全な合意を構成するとともに、書面または口頭を問わず当該対象サービスについて従前または同時になされた一切の合意および表明に取って代わる旨に、同意します。

14.1.2 いかなる状況においても、本契約に関連してお客様により発行された購買注文書、請求書その他の事務文書の規定、条件または条項が本契約上の当事者の権利、責務または義務の修正、変更または拡大その他本契約の変更を生じさせるものとみなされることはありません。これは、かかる規定、条項または条件についてオラクルが異議を唱えなかった場合においても、同様とします。注文書の条件と本契約の条件との間に矛盾が生じた場合、当該注文書が優先するものとします。

14.1.3 本契約の変更または修正のいずれも、本書に明示されている場合、当該変更、修正もしくは権利放棄の主張を受ける側の当事者の署名（または記名押印）もしくは電子的同意がある書面による場合、または適切に締結された注文書もしくは作業明細書による場合を除いては、行うことができません。

### 14.2. その他の一般条項

14.2.1 本契約は、本契約の各当事者ならびにその承継人および譲受人の利益のために効力を生じるとともに、これらの者を拘束するものとしますが、いずれの当事者も、他方当事者の書面同意を得ない限り、本契約を譲渡することはできません。ただし、オラクルは、同意を要することなく、関係法人、または本契約に關係する譲渡人の事業もしくは資産の全部もしくは実質的全部の承継人に対し、譲渡を行うことができるものとします。本契約については、いかなる第三受益者も存在しません。

14.2.2 本契約は、当事者間にジョイント・ベンチャー関係、共同経営関係、代理関係または雇用関係のいずれを生じさせるものでもありません。

14.2.3 オラクルのビジネス・パートナーその他の第三者（対象サービスとの間で統合関係にある第三者、または対象サービスとの相互作用関係にあるコンサルティング・サービス、導入サービスもしくはアプリケーションを提供するためにお客様により起用された第三者も含みます）は、オラクルとは別個独立の関係にあり、オラクルの代理人ではありません。オラクルは、かかるビジネス・パートナーその他の第三者に帰すべき理由により生じた対象サービスまたはお客様データに関する問題のいずれについてであれ、責任を負わず、拘束されず、責務を負いません。ただし、本契約に基づき注文されたエンゲージメントにおけるオラクルの業務委託先として当該ビジネス・パートナーまたは第三者が対象サービスを提供する場合については例外としますが、その場合においても、本契約に基づきオラクルの要員についてオラクルが負う責任と同一の範囲に限定されるものとします。

14.2.4 管轄権のある裁判所によりいずれかの条項が法律に違反するとの判断が下された場合、当該条項は、本契約が法律に違反することなく完全な効力をもって存続するために必要な最低限の範囲で、限定されるかまたは削除されるものとします。本契約におけるいかなる違反についての権利放棄も、他の違反または将来の違反のいずれについての権利放棄ともなりません。

### 14.2.5 不可抗力

いずれの当事者も、損失、遅延または不履行（支払義務の不履行を除きます）について、それが不可抗力事由に起因する限り、当該当事者が当該遅延の原因たる当該状況を他方当事者に通知するとともに可能な限り速やかに履行を再開すべく当該状況において合理的な努力を払うことを条件として、責任を負わないものとし、いかなる納入日も、それに応じて延長されるものとします。かかる不可抗力事由には、天変地異、ストライキ、暴動、火災、爆発、洪水、地震、自然災害、テロ、戦争行為、市民不安、第三者の犯罪行為、インターネット障害、政府行為、政府による命令もしくは制限、サプライヤーによる不履行、労働停止もしくは労働争議（オラクルの従業員に關係するものを除きます）または資材不足も含まれますが、これらに限定されません。

### 14.2.6 制約の否認

本契約のいずれも、いかなる態様であれ、個人その他の主体へのコンサルティング・サービス、開発サービスその他のサービス（種類の如何を問いません）の提供（本書におけるプロフェッショナル・サービスおよび/または納入物と類似または競合するサービスの履行またはマテリアルの開発も含みますが、これらに限定されません）のためのオラクルの権利を排除または制限するものと解釈されることはありません。

### 14.2.7 監査

45日前までの書面通知により、12か月に1回を超えない頻度で、オラクルは、クラウド・サービスのお客様による使用が該当の注文書および本契約の条件に適合していることを確認するため、クラウド・サービスのお客様による使用状況を監査することができ



るものとし、かかる監査のいずれも、お客様の通常の業務活動を不当に妨げないものとし、お客様は、オラクルによる監査に協力すること、および合理的な助力を提供するとともにオラクルから合理的要請のあった情報へのアクセスを提供することに同意します。監査の実施、および監査中に得られた非公開データ（監査に由来する知見または報告内容も含まれます）には、本契約第 8 条（機密保持）の規定が適用されるものとし、不遵守が監査により明らかとなった場合、お客様は、当該不遵守についての書面による通知から 30 日以内に当該不遵守の是正（追加的なクラウド・サービスについての料金の支払いの場合も含まれますが、これに限定されません）を行うことに同意します。お客様は、監査への協力によりお客様に生じた費用のいずれについてもオラクルが責任を負わない旨に、同意します。

14.2.8 本契約における条文見出しは、参照の便宜のみを目的として挿入されているものであって、本契約の意味または解釈に何らの影響も及ぼさないものとし、本契約の終了または期間満了の後においても、責任の制限、補償、支払いその他の事項であってその性質上存続することが意図されているものに関する条項は、存続するものとし、本契約の署名または記名押印は、1 通を超える部数によることができるとともに、ファクシミリまたは電子署名の方法によることもできるものとし、かかる方法による締結の場合においても、本契約は、両当事者が直筆にて紙媒体に署名または記名押印をした場合における本契約の原本と同一の拘束力を有するものとし、

# Exhibit 1

## Professional Services Addendum

この Professional Services Addendum（以下「本特約」といいます）は、日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社と Subscription Services Agreement for NetSuite SuitePeople Workforce Management（以下「原契約」といいます）で定義されたお客様との間における原契約についての特約です。

お客様は、原契約を、対象サービス（定義は同書におけるとおり）の提供のために締結済みです。お客様がプロフェッショナル・サービスをオラクルから調達する場合、かかるサービスのいずれも、本書の規定内容に基づいて提供されるものとします。本特約において使用されている用語は、原契約において定義された意味を有するものとします。**本特約の条件は、ここでの参照により原契約に組み込まれたこととなります。**本特約と原契約との間に矛盾がある場合、本書の主題に関しては本特約の条件が優先するものとします。作業明細書の条件のうち、請求の対象となる実際の単価に係るもの、ならびに当該作業明細書に基づき実施されるプロフェッショナル・サービスの日数および内容に係るものは、当該作業明細書に記載の業務について優先適用されるものとします。

### 1. サービスの範囲

1.1 原契約および本特約の規定内容を条件として、オラクルは、オラクルとお客様との間で締結された該当の作業明細書またはお客様により作成されたうえでオラクルにより受諾された注文書（その各々を以下「作業明細書」または「SOW」といいます）に定められたプロフェッショナル・サービスをお客様に提供するものとします。作業明細書のいずれも、本特約の構成要素であるとみなされるとともに、本書を前提条件とするものであるものとします。原契約の規定内容を条件として、契約期間にわたり、お客様は、プロフェッショナル・サービスの一環としてオラクルからお客様に提供された成果物および/またはトレーニング資料（本書において単に「納入物」といいます）を使用するための非独占的かつ全世界対象の限定的な権利を有するものとし、当該使用は、該当のクラウド・サービスの許可された使用に関連するお客様の内部的業務処理を目的とするものに限定されるものとします。

### 1.2 トレーニングに関する条件

#### 1.2.1 トレーニング納入物

お客様は、一切のトレーニング納入物についての一切の印刷費用、輸送費用およびコピー費用を単独で負担するものとします。トレーニング納入物の一切の電子版およびハードコピー版は、お客様の内部的トレーニング目的に限って提供されるものです。お客様による次の行為のいずれも禁止されています。(a) オラクルによる別段の書面による許可があるかまたは該当の SOW に別段の定めがある場合を除き、トレーニング納入物に変更を加えること、(b) トレーニング納入物の再販または再許諾を行うこと、(c) オラクルによる別段の書面による許可があるかまたは該当の SOW に別段の定めがある場合を除き、トレーニングの複製または実施の試みのためにトレーニング納入物を使用すること、および (d) 当該トレーニング納入物に記載された何らかの製品を開発するかまたはその開発を試みること。お客様は、プロフェッショナル・サービスのトレーニングのいかなる実施または側面についても、レコーディング、ストリーミングその他のキャプチャー行為をしてはなりません。トレーニング納入物は、いかなる保守、サポートまたはアップデートの対象にもなりません。

#### 1.2.2 オンサイト・デリバリー

お客様は、トレーニングの実施のための適切なトレーニング施設を用意する責任を負うものとします。これには、インターネット接続、お客様にアクセス権が付与されているデモ・アカウントがある場合においては当該アカウントへの受講者によるアクセス、プロジェクター、受講者のコンピューターその他の合理的な教室内設備も含まれますが、これらに限定されません。

#### 1.2.3 デモ・アカウントへのアクセス

本書に基づくオラクルによるトレーニングの提供に関連して、オラクルは、出席者たるお客様の従業員（以下「トレーニング・ユーザー」といいます）に対し、本書に基づくトレーニングについて、当該トレーニング・ユーザーによる非商用での使用および受講のみを目的とする対象サービスへの一時的かつ限定的なアクセス権を付与することがあります（以下「デモ・アカウント」といいます）。デモ・アカウントへの当該トレーニング・ユーザーによるアクセスには、デモ・アカウントの最初のプロビジョニングまたは使用の際に表示される諸条件（以下「Trial Account Agreement」といいます）が適用されるものとします。Trial Account Agreement は、<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/netsuite/>にも掲載されています。「I Agree（同意）」を選択することにより、かつ/またはお客様向けにオラクルにより有効化されたデモ・アカウントへのアクセスもしくはその使用により、お客様およびトレーニング・ユーザーは、デモ・アカウントについてのお客様における使用およびそのトレーニング・ユーザーによる使用に関し当該 Trial Account Agreement の条件に同意したことになります。オラクルは、お客様によるデモ・アカウントの使用に関し、保守、サポートまたはアップデートのいずれの提供義務も負いません。

### 2. 変更管理手続

作業明細書に記載されているプロフェッショナル・サービスの仕様、要件、納入物または範囲（図面および設計も含まれます）のいずれかについてお客様またはオラクルが変更を依頼する場合、変更を求める側の当事者は、書面通知により、該当の変更内容を提案するものとします。当該書面通知の受領から 48 時間以内に、各当事者のプロジェクト・リードは、対面または電話会議のいずれかの方法にてミーティングを行ったうえで、変更案について協議し合意するものとします。オラクルは、作業明細書に対する変更案が記載されているとともに料金および費用について変更がある場合には当該変更内容も記載されている変更注文書（その各々を以下単に「変更注文書」といいます）を作成するものとします。変更注文書は、両当事者により締結済みとなるまでは拘束力を有しません。締結済みの変更注文書は、本特約の構成要素であるとみなされるとともに、本書の適用を受けるものとします。両当事

者は、変更案について合意に至らなかった場合には、その解決のため、当該変更依頼について速やかに各自の上級管理職へのエスカレーションを実施するものとします。

### 3. ツール等

本特約における他のいかなる定めにもかかわらず、(i) 本書のいずれの定めも、納入物の開発のためにオラクルにより使用された独自のツール、ライブラリー、ノウハウ、手法および専門知識（以下「**ツール等**」といいます）についての知的財産権の譲渡または移転を生じさせるものと解釈されることはなく、当該ツール等は、納入物と共にまたは納入物の一部として提供される限りにおいて、当該納入物と同一の条件に基づき提供されるものであり、また、(ii) 「納入物」という用語の意義には、ツール等は含まれないものとします。ツール等は、オラクルの機密情報です。お客様によるカスタマイズには、SuiteCloud Terms of Service（掲載場所：<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/netsuite/>）の適用を受ける SuiteCloud 機能の使用が必要となる場合があります。

### 4. 有効期間

本特約は、原契約の発効日をもって効力を生じるものとし、原契約の有効期間にわたり有効に存続するものとします。各 SOW は、最後に署名（または記名押印）がなされた日に開始し、該当の SOW に定められたプロジェクトの完了の時点で、または該当の SOW における別段の定めに基づき、終了するものとします。SOW および/または注文書は、両当事者による署名（または記名押印）がなされた後においては、当該 SOW または注文書に別段の明示がない限り、取消不能となります。

### 5. 業務委託

本特約に基づくオラクルとお客様との関係は、独立の契約当事者間の関係です。いずれの当事者も、他方当事者を拘束する権限を有しないとするとともに、他方当事者のために義務を負担しもしくは発生させるか、何らかの契約を締結するかまたは保証もしくは表明を行う権限のいずれも有しないものとします。

## Exhibit 2

# Data Processing Agreement for SuitePeople Workforce Management Services (以下「本 Data Processing Agreement」といいます)

### 1. 範囲、優先順位および適用対象

1.1 本Data Processing Agreementは、お客様のサービス契約に示されている対象サービスの提供のために処理者としてお客様のためにオラクルにより行われる個人情報の処理に対し、適用されます。お客様のサービス契約に別段の明示がある場合を除き、Data Processing Agreementの当該バージョンが効力を有するとともにお客様のサービス契約の有効期間にわたり有効に存続するものとします。

1.2 本Data Processing Agreementまたはお客様のサービス契約のいずれにも別段の明示がない限り、サービス契約の条件（同契約で参照されている一切のポリシーまたは付則も含みます）と本Data Processing Agreementの条件との間に矛盾がある場合には、本Data Processing Agreementの関連条件が優先するものとします。

### 2. 個人情報の管理者および処理者、処理の目的

2.1 対象サービスの提供の一環としての個人情報の処理に関しては、お客様が管理者であり、また、オラクルが処理者であるものとします。各当事者は、データ保護関連適用法令に基づく各自の義務を遵守する責任を負います。

2.2 オラクル、およびオラクルの権限下で行為する一切の者（第7条に記載の一切のオラクル関連会社および第三者サブプロセスサーも含まれます）は、サービス契約および本Data Processing Agreementに基づく対象サービスの提供という目的に限り、個人情報を処理するものとします。

### 3. 個人情報およびデータ主体のカテゴリー

3.1 対象サービスの実施のために、かつお客様により注文された対象サービスに応じて、オラクルは、次に掲げる個人情報のカテゴリーの一部または全部を処理することがあります。個人の連絡先情報（例えば、名前、自宅住所、固定電話または携帯電話の番号、ファックス番号、電子メール・アドレスおよびパスワードなど）、ライフスタイルおよび社会的状況に関する情報（年齢、生年月日および婚姻状況も含みます）、業務連絡先の詳細、財務状況の詳細、提供対象の物品およびサービス、固有識別子（モバイル機器、ネットワーク事業者またはデータ・プロバイダーから収集されるもの）、IPアドレス、ならびにオンライン上の行動および興味関心に関するデータ。

3.2 データ主体のカテゴリーのうち、その個人情報が対象サービスの履行のために処理されることのあるものとしては、お客様の従業員、請負業者、協力者、パートナー、サプライヤー、顧客およびクライアントなど、お客様の担当者およびエンドユーザーも含まれますが、これらに限定されません。

3.3 個人情報および/またはデータ主体のカテゴリーのうち上記以外のものまたは上記よりも具体的なものが、サービス契約において定められていることがあります。サービス契約に別段の定めがある場合を除き、お客様は、データ・セキュリティまたはデータ保護に関しData Processing Agreementまたはサービス契約に定められているものとの関係で追加的または別異な特別の義務がオラクルに課せられる結果となるいかなるセンシティブまたは特別な個人情報も、オラクルに提供してはなりません。

### 4. お客様からの指示

4.1 オラクルは、サービス契約および本Data Processing Agreementに記載のとおりお客様からの書面による指示に基づいて個人情報を処理します。

4.2 データ保護関連適用法令により義務付けられた範囲で、オラクルは、お客様の指示内容がデータ保護関連適用法令に違反すると判断した場合には、お客様に連絡するものとします。お客様は、法律調査の実施および/またはお客様への法的助言の提供のいずれの責任もオラクルが負わない旨について、了承および同意します。

4.3 オラクルは、お客様への追加費用の請求なしにお客様の指示に従うものとします。オラクルは、サービス契約に基づき支払われるべき対象サービスの料金の範囲外である追加の手数料または料金（例えばライセンスまたは外部請負業者に関する追加費用など）が発生することを自らが予期した限りにおいて、その旨を、お客様からの指示の受領後速やかに、お客様に対し連絡するものとします。その場合、両当事者は、かかる一切の手数料または料金について、誠実に交渉するものとします。なお、この定めによっても、お客様からの指示の遵守というオラクルの義務が損なわれることはありません。

### 5. データ主体の権利

5.1 お客様のエンドユーザーに関する個人情報が保持されているお客様の対象サービス向け環境へのアクセスについては、お客様の支配下にあるため、お客様のエンドユーザーからのデータ保護関連適用法令に基づく権利に関する要請のいずれも、お客様宛てに行われる必要があります。

5.2 かかるアクセスがお客様にとって可能ではない場合、オラクルは、オラクル・システム上のお客様の対象サービス向け環境に保持されている個人情報を対象とするアクセス、削除、消去、制限、訂正、送受信もしくはアクセス・ブロックのためまたはほか

る個人情報に関係する処理に対する異議申立てのための個人からの要請について、合理的かつ技術的に可能である限りで、支援を提供します。

5.3 オラクルは、お客様のエンドユーザーのうちお客様を管理者として認識している者から何らかの要請または問い合わせを直接に受けた場合には、当該エンドユーザーへの回答を行うことなく速やかに当該要請をお客様に引き継ぐものとします。

## 6. パーソナル・データの転送

6.1 オラクルは、対象サービスの履行に必要なとされる所に基づき世界規模で個人情報についてのアクセスおよび処理を行うことができるものとします。その目的としては、ITセキュリティ目的、対象サービスおよび関連インフラストラクチャーの保守および実施、対象サービスのテクニカル・サポート、ならびに対象サービスの変更管理も含まれます。

6.2 上述の世界規模でのアクセスが、欧州データ保護関連適用法令に基づくデータ転送規制の対象となる個人情報の転送を伴うものである場合、かかる転送には、Oracle Processor Code (処理者向け拘束的企業準則)が適用されるものとします。Oracle Processor Codeの最新版は、<https://www.oracle.com/corporate/contracts/cloud-services/contracts.html#data-processing>に掲載されており、参照によりサービス契約および本Data Processing Agreementに組み込まれたこととなります。オラクルは、そのProcessor CodeについてEEAによる認定を取得済みであり、かかる認定をサービス契約の期間にわたり維持します。

6.3 上述の世界規模でのアクセスが、データ保護関連適用法令に基づくクロスボーダー転送規制の対象となる個人情報の転送を伴うものである場合、かかる転送には、Oracle Intra-Company Data Transfer and Mandate Agreementの条件が適用されるものとします。

## 7. オラクル関連会社および第三者サブプロセッサー

7.1 第2条第2項、第6条および第7条に記載の条件および制約事項を前提として、お客様は、対象サービスの実施の補助としてオラクルがオラクルおよびオラクル関連会社ならびに第三者サブプロセッサーを起用することについて、書面による包括的な承諾をオラクルに付与します。

7.2 オラクルは、個人情報を処理することのあるオラクルおよびオラクル関連会社ならびに第三者サブプロセッサーのリストを維持します。かかるリストは、対象サービス向けに提供される該当の主要なサポート・ツールにより、またはお客様のサポート窓口を通じての依頼に応じ、お客様に提供されます。お客様は、かかるリストの一切の変更予定について通知を受けることを希望する場合には、通知の受信設定をすることができます。この場合において、設定メカニズムが利用できないときは、オラクルからお客様に対し、変更予定についての通知がなされません。

7.3 オラクルからお客様への当該通知の交付の後14暦日以内に、お客様は、対象サービスの実施への第三者サブプロセッサーまたはオラクルもしくはオラクル関連会社の関与について、異議を申し立てることができます。その申立ては、対象サービス向けに提供されている該当の主要なサポート・ツールまたはプロセスを通じて「サービス・リクエスト」を提出することにより、本Data Processing Agreementまたはデータ保護関連適用法令に基づく個人情報の適切な保護のための当該第三者サブプロセッサーまたはオラクルもしくはオラクル関連会社の能力に関係する客観的な正当化根拠を書面で示す方法によるものとします。お客様の異議が正当であると認められた場合、お客様およびオラクルは、当該異議に対応するために双方にとって許容できる解決策を見いだすべく誠実に協働するものとします。かかる解決策の例としては、当該第三者サブプロセッサーによるかしくはオラクルもしくはオラクル関連会社による本Data Processing Agreementもしくはデータ保護関連適用法令の遵守を裏付ける追加文書をレビューすること、または当該第三者サブプロセッサーの関与なしに対象サービスを提供することも挙げられますが、これらに限定されません。お客様およびオラクルが合理的期間内に双方にとって許容できる解決に至らなかった限りにおいて、お客様は、該当の対象サービスを終了させる権利を有するものとします。この場合、(i) 当該終了は、30日前の通知を行うことによるものとし、(ii) 当該終了によってもお客様およびオラクルに責任が生じることはなく、また、(iii) 終了の日までにサービス契約に基づき生じたお客様の支払義務が免除されることもありません。本第7条第3項に基づく終了が、ある注文に基づく対象サービスの一部のみに関係するものである場合、お客様は、当該部分的終了を反映させた変更覚書または代替注文を締結するものとします。

7.4 オラクルは、本Data Processing Agreementおよびデータ保護関連適用法令に準拠したオラクルおよびオラクル関連会社ならびに第三者サブプロセッサーによる義務履行について、引き続き常に責任を負うものとします。

## 8. 技術面および組織面での措置、処理の機密性

8.1 オラクルは、個人情報の処理に関する技術面および組織面での適切なセキュリティ措置を導入済みであるとともに、これを維持するものとします。かかる措置は、本Data Processing Agreementに記載された処理の性質、範囲および目的を考慮に入れたものであって、対象サービスの実施に際しての個人情報の処理に伴うリスクに対する個人情報の保護を目的とするものです。かかるリスクとしては、とりわけ、伝送、保管その他の処理の対象となる個人情報についての不測のまたは不法な破壊、消失、改変、不正開示またはアクセスによるものが挙げられます。

8.2 オラクルおよびオラクル関連会社の人員ならびに第三者サブプロセッサーのうち個人情報を処理するいかなる者も、機密保持に関する適切な書面による取決めの適用を受けています。

## 9. 監査権、お客様およびその監督当局への協力

9.1 お客様のサービス契約に定められている限りにおいて、お客様は、監査予定日の6週間以上前に書面によるリクエスト（詳細

な監査計画も含みます)をオラクルに送付することにより、自らの単独の費用負担にて、本Data Processing Agreementの規定内容についてのオラクルによる遵守の状況を監査できるものとします。お客様およびオラクルは、協働して最終的な監査計画について合意するものとします。

9.2 監査は、12か月間に1回を超えない頻度で、オラクルのオンサイト向けのポリシーおよび規程に基づき、通常の営業時間内に行われなければならないとともに、業務活動を不当に妨げるものであってはなりません。お客様が監査の実施に第三者を起用することを希望する場合、当該第三者たる監査人について、両当事者間で合意する必要があります。当該第三者たる監査人は、オラクルにとって許容可能な機密保持契約書を締結する必要があります。監査が完了し次第、お客様は、オラクルに対し、監査報告書のコピーをオラクルに提出するものとし、当該コピーには、お客様のサービス契約の機密保持条件が適用されるものとします。

9.3 オラクルは、かかる監査の実施に必要な合理的な情報および支援をお客様に提供することにより、かかる監査に協力します。これには、対象サービスに適用される処理活動の一切の関連記録も含まれます。お客様から要請された監査範囲がSOC 1もしくはSOC 2、ISO、NIST、PCI DSS、HIPAAまたはこれらに類する監査報告書であって適格な外部監査人により直近12か月以内に発行されたものにて報告済みである場合において、当該監査済みの管理体制について何らの既知の実質的変更も生じていない旨を確認する内容の報告書がオラクルからお客様に提出されたときは、お客様は、当該監査報告書で対象となった管理体制に係る監査リクエストに代えて、当該第三者監査報告書に記載された監査結果を受け入れることに、同意します。追加的な監査条件がお客様のサービス契約に定められていることがあります。

## 10. インシデント管理、個人情報侵害通知

10.1 オラクルは、個人情報の不正なアクセスもしくは処理があったとの疑いを生じさせるインシデントまたは当該不正が実際にあったことを示すインシデント（以下単に「インシデント」といいます）について、速やかに評価および対応を行います。

10.2 オラクルは、何らかのインシデントについて、それがオラクル・システムまたは対象サービス向け環境における伝送、保存その他の処理の対象である個人情報の不正流用または不測のもしくは不法な破壊、消失、改変、不正開示もしくはアクセスに至るセキュリティ侵害であって当該個人情報のセキュリティ、機密性または完全性を危うくするもの（以下「個人情報侵害」といいます）に該当するとの認識および判断を自らがした限りにおいて、不当な遅延なしに当該個人情報侵害についてお客様に連絡するものとします。

10.3 かかる侵害に関する情報が収集されたかまたは他の何らかの方法により合理的に利用可能となった場合には、法律上許容される限りにおいて、オラクルは、かかる侵害に関する追加的な関連情報であってオラクルが合理的に知ったかまたは利用できるものを、お客様に提供するものとします。

10.4 データ保護関連適用法令におけるお客様の個人情報侵害通知義務の履行のためにお客様にとって必要とされる時間枠内で、お客様は、個人情報侵害に関するお客様における公表内容案、ならびに被害者たるデータ主体向けの通知および/または管轄監督当局への通知として必須のものについて、オラクルとの間で誠実に調整を行う旨に、同意します。

## 11. 個人情報の返却および削除

11.1 対象サービスが終了した場合、オラクルは、サービス契約に別段の定めがない限り、お客様の対象サービス向け本番環境に残存している個人情報の一切のコピーについて、速やかに返却（利用可能なデータ回収機能の提供によるものも含みます）または削除を行います。

11.2 対象サービスの一環として何らのデータ回収機能もオラクルにより提供されない対象サービスに関しては、お客様において、終了前の段階で対象サービス向け本番環境が有効である間に適切な措置を講じるにより個人情報をバックアップするかまたは他の何らかの方法で別個に保存しておくことを、お勧めいたします。

## 12. 法律上の要件

12.1 オラクルは、個人情報についてのアクセス権の提供を法律により義務付けられることがあります。その例としては、召喚状その他の法的手続の遵守、政府（国家安全保障および/または法執行に関する公的機関および政府当局も含みます）からの要請への応答も挙げられます。

12.2 オラクルは、法律による別段の義務付けがない限り、個人情報についてのアクセス権の提供依頼があった場合には、速やかにお客様に連絡します。

## 13. 定義

「データ保護関連適用法令」とは、本Data Processing Agreementに基づく個人情報の処理に適用される世界各地におけるデータ・プライバシー関連またはデータ保護関連の一切の法規をいいます。これには、欧州データ保護関連適用法令が含まれることもあります。

「欧州データ保護関連適用法令」とは、次のものをいいます。(i) EU一般データ保護規則 EU/2016/679 (EU加盟国の適用法令による補足内容も含むものであり、かつEEA協定に組み込まれているもの)、(ii) 1992年6月19日スイス連邦データ保護法（改正内容も含みます）、および (iii) 2018年英国データ保護法。

「データ主体」、「処理」、「管理者」、「処理者」、「監督当局」および「拘束的企業準則」（またはこれらに相当する用語）は、

データ保護関連適用法令において定められている意味を有するものとします。

「**欧州**」とは、本Data Processing Agreementの目的上、次のものをいいます。(i) EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーにより構成される欧州経済領域、(ii) スイス、および (iii) EU脱退後の英国。

「**オラクル**」とは、サービス契約の締結当事者であるオラクル関連会社をいいます。オラクルは、Oracle Corporationにより買収されています。

「**オラクルおよびオラクル関連会社**」とは、オラクルの子会社およびOracle Corporationのうち、第2条第2項および第7条の定めに基づき個人情報を処理することのある者をいいます。

「**個人情報**」とは、データ保護関連適用法令における「パーソナル・データ」もしくは「個人識別情報 (PII)」またはこれらに相当する用語と同一の意味を有するものとします。

「**対象サービス**」、またはそれに相当する用語としての「**サービス**」とは、サービス契約にて示されているサービスをいいます。

「**サービス契約**」とは、次のものをいいます。(i) お客様がオラクルから購入した対象サービスについての該当の注文、(ii) 該当の注文において参照されている該当の基本契約、および (iii) 該当のサービス仕様書およびService Description。

「**第三者サブプロセッサー**」とは、オラクルおよびオラクル関連会社のいずれでもない第三者であって、オラクルから委託を受けて第2条第2項および第7条に基づき個人情報を処理することのある者をいいます。

「**お客様**」とは、サービス契約の締結当事者である顧客企業をいいます。

上記以外の定義語については、サービス契約において定義されている意味または本Data Processing Agreementにおいて別段の定めのない限り、本契約において定められている意味を有するものとします。